

令和3年10月1日

保稅部會會員事業者等 各位

登記事項證明書の提出省略について（お知らせ）

平素よりお世話になっております。

本年10月1日から、保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場及び総合保稅地域の許可（許可の更新を含む。）及び許可の承継並びに許可内容の変更に係る手続においては、「登記事項證明書」の税関への提出が省略できることとなりましたのでお知らせします。

なお、製造工場（関稅定率法第13条又は関稅暫定措置法第9条の2）に係る本取扱いの適用開始時期は、後日お知らせします。

本取扱いにつきまして、御不明な点等がございましたら、当部門又は最寄りの税関官署保稅担当部門までお問い合わせください。

※参考

税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/news/news/oshirase/tokisyomei.htm>

門司税関監視部

保稅地域監督官（総括及び許可部門担当）

担当 山口、新永、近藤

電話番号 050-3530-8387